



## 5 開催状況

回	開催月日	内容
第1回	令和4年4月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会長・副会長の選出</li> <li>●諮問、諮問内容説明</li> <li>●審議期間、審議会運営について</li> <li>●呼称や小委員会*設置に関する協議 ※議事を効率的に行うための組織</li> <li>●前回答申やいたばし魅力ある学校づくりプラン等に関する報告</li> </ul>
第2回	令和4年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1回審議会議事録の区ホームページへの公開について</li> <li>●第1回小委員会の報告について（審議の進め方）</li> <li>●意見交換（諮問内容に対する議論の視点や方向性）</li> </ul>
第3回	令和4年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第2回審議会における主な意見等について</li> <li>●第2回小委員会の報告について（適正規模等に関する論点整理）</li> <li>●適正規模・適正配置・適正規模化の方法について</li> <li>●意見交換（通学区域）</li> </ul>
第4回	令和4年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第3回審議会における主な意見等について</li> <li>●第3回小委員会の報告について（通学区域等に関する論点整理）</li> <li>●大規模化対応について</li> <li>●通学区域について</li> </ul>

## 6 審議状況

	議論の視点	審議状況									
1	適正規模	<p>① 学校では児童・生徒の能力を伸ばしつつ、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけさせることが重要である。</p> <p>② 集団規模が過大となった場合、児童・生徒一人ひとりの把握やきめ細かな指導、学校行事で活躍できる場を提供することが難しくなることや、学校運営全般にわたり支障が生じる可能性が懸念される。</p> <p>③ 一定の集団規模である学校においては、子どもたちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させることや学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な良さが発揮される。</p> <p>④ 小学校では35人学級編制により、前回答申に記載された教育上望ましい規模（1学級あたりの人数）が概ね実現されている。また、経費や人材確保など実現可能性を考慮すると、区独自基準による学級編制は困難である。</p> <p>⑤ 中学校では1学級40人となる可能性があるが、一部教科における習熟度別少人数授業の実施や都の基準による教職員に加え、会計年度任用職員の配置など円滑な学校運営やきめ細かな指導に取り組まれている。</p> <p>⑥ 東京都の教職員定数配当基準では、中学校15学級と18学級を比較した場合には教員定数が5人引き上がり、学校運営上のメリットと考えられることや国の学級規模の考え方を踏まえて、教育上望ましい規模を以下のとおり整理する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年答申</th> <th>審議会の検討状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校規模</td> <td>小学校：12～18学級 中学校：12～15学級</td> <td>小学校：12～18学級 中学校：12～<b>18学級</b></td> </tr> <tr> <td>1学級あたりの人数</td> <td>小学校：20人から30人 中学校：30人から35人</td> <td style="text-align: center;"><b>明記しない</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>※法令上、学校規模の標準は小・中学校ともに12～18学級とされている</p>		平成24年答申	審議会の検討状況	学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ <b>18学級</b>	1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	<b>明記しない</b>
	平成24年答申	審議会の検討状況									
学校規模	小学校：12～18学級 中学校：12～15学級	小学校：12～18学級 中学校：12～ <b>18学級</b>									
1学級あたりの人数	小学校：20人から30人 中学校：30人から35人	<b>明記しない</b>									

	議論の視点	審議状況
		⑦ 教職員配置の充実や学級編制基準の見直しについて、今後も区から国・東京都へ要望することが求められる。
2	適正配置	<p>① よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、適正規模化に向けた学校配置に取り組むべきである。</p> <p>② 適正規模化による教育環境の整備に加えて、将来的に児童・生徒数が減っていく可能性や学校施設に求められる役割を考慮しつつ、ふさわしい位置に配置する。</p> <p>③ 学校施設に求められる役割を以下のとおり整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い地域づくり（避難所などの防災活動拠点）</li> <li>・地域の活性化（地域開放などの地域活動拠点）</li> </ul>
3	適正規模化の方法	<p><b>【小規模化対応】</b></p> <p>① 基本方針等※に沿って「課題共有」と「地域を含めた協議会での計画策定」を基本として引き続き取り組むべきである。 ※板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成24年5月）</p> <p>② 通学区域変更など児童・生徒数の増加につながる取組を検討するべきであるが、将来推計を踏まえて統廃合を含めた検討が必要である。</p> <p><b>【大規模化対応】</b></p> <p>① 適正規模化の実現には、通学区域変更や新校設置が対応手法として挙げられる。</p> <p>② 新校設置は用地確保の困難さや区の財政状況等の事情を考えると現実的ではなく、頻繁な通学区域変更は地域の混乱に繋がるため避けるべきである。</p> <p>③ 大規模集合住宅の建設による児童・生徒数の増加は急激かつ一時的なことが多く、将来推計を踏まえて慎重に検討すべきである。</p> <p>④ 過度に大規模化が進んでいる学校に対しては、教育に影響が出ないよう、学校隣接用地の確保に努めつつ、学校施設の拡充や必要な人員確保など運営上の配慮を検討する必要がある。</p> <p>※適正規模化の方法のうち、大規模校に対する運営上の配慮について第5回審議会で協議予定</p>

## 7 今後の予定

第5回審議会を令和4年12月16日に開催予定

※今後のスケジュールは項番4「議論の視点と審議スケジュール」のとおり